

たいほく法人

(題字：遠藤好一さん)

Vol.64

令和5年2月
(一社)大北法人会



写真提供 松田忠様

八方池から白馬三山を望む (白馬村)

八方池は、白馬連峰の唐松岳(標高2696m)から四方八方に尾根が延びていることから名付けられたという「八方尾根」の標高2060mにある自然の力によってできた池です。冬場はスキー場として利用されるゴンドラとリフトを乗り継いで、1時間半のトレッキングで行くことができます。途中には日本百名山の11峰が見渡せる絶景スポットが点在し、富士山が見えることもあるそうです。この八方池の水面に映る山々は、白馬鑓ヶ岳(標高2903m)、杓子岳(標高2812m)、白馬岳(標高2932m/後立山連峰の最高峰、日本百名山)で、白馬三山と呼ばれ雄大な姿を見せています。人影や風のない早朝に撮影された写真です。

主 な 内 容	会長・税務署長あいさつ……………	2
	「税を考える週間」事業……………	3
	令和4年度「税についての作文」…	4
	税務署だより……………	6
	令和5年度税制改正に関する提言…	8
	社会保険労務士より……………	10
	会員企業訪問……………	12
	事業報告……………	13
	e-Tax ダイレクト納付 ……	14
	法人会からのお知らせ……………	15
	税に関する絵はがきコンクール…	16



年頭のご挨拶

一般社団法人
大北法人会
会長 薄井 朋介

令和5年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げますとともに、会員各位、大町税務署、および受託保険会社をはじめ多くの皆様より法人会の事業活動に対しましてご支援をいただき心より御礼申し上げます。

さて、コロナウイルス発生以来、早3年を過ぎようとしておりますが、法人会の事業活動にも影響をおよぼし、通常の事業はもとより異業種の集まりである法人会にとって、もっとも重要な人的交流の機会が長期間にわたり失われましたことは残念でなりません。

また、昨年2月のロシアによるウクライナ侵攻は世界の政治経済に大きな打撃をもたらしました。我が国においても燃料価格、食物価格の高騰は地域経済の担い手である会員企業の経営にとって、コロナの影響がまだ続く中で一段と厳しさを増しており、会員各位の企業経営においても大変なご苦労をされていることと思えます。

報道によりますと、コロナウイルスの感染症法上の位置付けが、2類からインフルエンザと同様の5類へ5月から引き下げるとの発表がありました。現状から見ますと大いに不安は残りますが、世界の情勢はコロナとの共生の時が来たことを示しています。

法人会は税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体として、コロナに負けずに新たな時代に対応していかなければなりません。

大北法人会としても、10月からスタートするインボイス制度についての研修会を開催するとともに、計画されていた事業を今後の動向を見ながら感染対策を十分にしながらも積極的に進めてまいりたいと思えます。

最後に、令和5年がコロナを乗り越え、社会経済活動が正常化する年となることを期待し、会員の皆様のご健勝と会員企業のご繁栄を願いご挨拶いたします。



年頭のご挨拶

大町税務署
署長 佐藤 孝幸

令和5年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人大北法人会の皆さまにおかれましては、輝かしい新年を健やかに迎えのことと心からお慶び申し上げます。また、旧年中の税務行政への深いご理解と格別のご協力に対しまして厚く御礼申し上げます。

貴会は、新型コロナウイルス感染症の対策を取りながらの各種説明会ははじめ、次代を担う児童・生徒に対する税の啓発活動の重要性を理解し、租税教室への講師派遣や「税に関する絵はがきコンクール」における募集活動等に積極的に取り組まれるなど、地域に密着した活動を実施することにより納税道義の高揚に努めるとともに、健全な経営と社会の発展に多大なご貢献をされておられます。このような皆さまの取組に対しまして深く敬意を表する次第であります。



さて、年も改まり、所得税等の確定申告の時期を迎えており、税務署では引き続きマイナンバーカード方式による自宅からのe-Tax・スマホ申告を推進しております。

従業員の皆さまにもマイナンバーカードを利用した自宅からのスマホ申告をお勧めいただきますようお願い申し上げます。

また、今年の10月から導入されます消費税のインボイス制度につきましても、スムーズに開始いただけるよう説明会や相談を事業者の皆さまに寄り添った形で実施してまいりたいと考えておりますので、この制度に対するご理解とその運用に当たってのご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、本年の干支のうさぎがびよんびよん跳ねることから、一般社団法人大北法人会の大きな飛躍、会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。



『税を考える週間』事業

納税表彰

◇県税功労者表彰

11月11日(金)大町合同庁舎会議室において、長野県知事感謝状伝達式が執り行われ、当会会長の薄井朋介氏(㈱薄井商店)に感謝状が贈呈されました。長きにわたり県民の納税思想の高揚と税務行政の円滑な運営に貢献されたとして受賞されました。



◇大町税務署長納税表彰

令和4年度大町税務署長納税表彰として、当会理事の仁科意津雄氏(㈱仁科工業代表取締役)が受賞されました。3年ぶりに開催された表彰式には、当会松川支部の草深国芳支部長も参列しました。

仁科さんは、多年に渡り納税意識の高揚に努めると共に当会の青年部長時代には租税教育にも力を注がれました。現在は組織委員会の副委員長として会の維持増強に努められています。(写真前例右から二人目が仁科さん)

また、租税教育推進校等税務署長表彰校として大町市立仁科台中学校が受賞されました。

高校生の「税に関する作文」中学生の「税についての作文」表彰

当会も参加している大北租税教育推進協議会主催による税に関する作文の表彰式が開催されました。本年度は、中学生より4校170点、高校生より2校122点が応募され、中学生の部16編高校生の部9編を表彰しました。納税表彰式では、長野県教育委員会賞を受賞された仁科台中学校の竹内えりなさんの作文『塵も積もれば山となる』、大町税務署長賞を受賞された仁科台中学校の原山あかりさんの作文『つながり』、白馬中学校の花澤楓也さんの作文『税金と教育』の朗読を拝聴しました。当会の会長賞として表彰しました仁科台中学校榎市蒼太さんの作文『税金と私たちの生活』と池田工業高校田中舞さんの作文『生活を支える税金』を次ページに掲載します。

租税教育活動

<租税教育用下敷きの寄贈>

青年部(曾根原幹二部長/大町シェル石油㈱)は、租税教育活動の一環として、子供たちに税に関する理解を深めてもらおうと管内の小学校12校の6年生411名に租税教育用の下敷きを寄贈しました。大町市教育委員会へは曾根原部長、白馬村教育委員会へは飯森副部長が訪問し寄贈しました。



<租税教室>

11月25日、青年部は大町市立八坂小学校に於いて租税教室を開催しました。講師の曾根原部長と伊藤部員は丁寧に分かりやすく説明しました。



<税に関する絵はがきコンクール>

女性部(栗林芳江部長/寿あん㈱)は、『税を考える週間11/11～11/17』期間中、税に関する絵はがきコンクールの作品(令和3年度分)を市立大町図書館に展示させて頂きました。



税についての中学生の作文

大北法人会長賞

『税金と私たちの生活』

仁科台中学校 3年 樋市 蒼太

最近色々な物が値下がりし、消費税も昔より多く取られているから、毎日の生活にも影響があるんだよ。と母親の何気ない一言を聞いて昔と今ってそんなに消費税ってちがうのかなと疑問に思い調べてみようと思いました。

まず、消費税はそもそもいつ頃から始まったのでしょうか。消費税という名前ではなく以前は物品税と言われていたそうです。物品税では、すべての品物につける税ではなく、いわゆる贅沢品や嗜好品が対象でした。毛皮貴金属、自動車や冷蔵庫、テレビ等の電化製品やゴルフ用品に掛けられていたようです。

しかし、類似製品であるのにもかかわらず、課税の対象であったり、なかったりしてしまう品物が出てきてしまい不公平感が出てきてしまい、課税の対象の判断も難しい為、廃止になったようです。この不公平感を解消するために、1989年に消費税が導入されました。最初の税率は3%でした。物品税と消費税の大きな違いは、物品だけではなく、サービスもその対象になった事でした。1997年に5%、2014年に8%、令和元年に10%になっていきます。国民全体で負担し国を支えていく大事な財源になっていきます。その消費税の使い道は、年金に医療、介護、少子化対策です。もし、この消費税がなくなったら、どうなるのでしょうか。お年寄りや体の不自由な人などの施設や保育所の設置、医療機関の整備などが十分に行われないので、困った時にも頼る事が出来なくなってしまいます。税金には消費税だけでなく、様々な種類のものがありその一つ一つが私たちの生活を支えています。税金が高くなって支払いが難しいと思いますが、この世界にはもっと税率の高い国があり税金の税率が高い国ほど、社会保障が充実しているようです。トップ10までは、すべてがヨーロッパ諸国の国々で、その国々では、物価は高いですが、その反面で例えば、デンマークでは、医療費、学費が無料、結婚や葬儀費用も無料。介護サービスも無料です。デンマークの消費税は、25%と日本の2倍以上と高いですが、これだけの社会保障であれば、国民は納得しているのではないのでしょうか。

なかなか日本では、税金の引き上げには様々な意見があるのだと思います。すべての保障を他国と同様にするのは少し難しいと思います。けれど、少しずつでも私たちの生活が満足出来るような税金の使い道をしていけば、国民も納得してくれるのではないのでしょうか。

この事がよりよい税金の使い道につながっていくと思います。

税に関する高校生の作文

大北法人会長賞

『生活を支える税金』

池田工業高等学校 3年 田中 舞

私たちは日々の生活の中で税金を払って暮らしています。税と聞いて私が思い浮かぶのは消費税、所得税辺りですが、他にも様々な税が存在し、支払った税金は巡って、私たちの暮らしの支えとなって還ってきている、という話を税金の授業の際は必ず耳にします。そこで私は、税金がどのような用途で使われていて、どうして私たちの暮らしを支えていると言えるのかに興味を持ち、調べてみました。

まず、税金は警察や消防、救急等に使われています。私たちはこれらのサービスによって安心して暮らすことができます。もし税金がなければこれらのサービスを利用するにあたり、多額のお金が必要となり、国民全員が平等にサービスを受けることが難しくなり、今のように安心して暮らすことや、誰かが倒れてしまったとき等にすぐに助けてもらうことも難しいと思います。

次に、私たちがいつも利用している道路についてですが、この道路の維持も税金によって支えられています。例えば、横断歩道の白線が薄れて見えづらくなってしまっていたり、道路が古くなって穴が開いてしまったりしていても、税金があるからこそ、壊れた道路をすぐに直すことができます。しかし、もし税金がなければ、誰も壊れた道路を直してはくれないでしょう。とてもじゃありませんが私には直すことなんてできませんし、大人である私の父や母にも、近所の大人にも直すことはできないと思います。

そして、最後に福祉についてですが、少子高齢化の問題を抱える今、必要な年金や介護等のお金は徐々に増えていっていると思います。しかし、それでも私の祖父母が元気に暮らせているのは、税金があるからだと思います。もし税金がなければ、歳をとって働けなくなったら、生活が厳しくなってしまうかもしれません。

これらの例のように、私たちは税を納めることによって、その税に支えられて暮らしています。私たち納税者はそのことを理解し、責任を持ってしっかりと納税していくことが大切だと思います。

事務負担軽減?
補助金も?

インボイス制度、 支援措置があるって本当!?

税負担軽減?



本当です! そのための税制改正(案)が閣議決定されています。
また、令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

免税事業者から課税事業者になる方へ

納税額が売上税額の2割に軽減?

インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

登録申請、4月以降でも大丈夫?

既に課税事業者の方も

会計ソフトに補助金?

少額取引はインボイス不要って?

少額な値引き・返品は対応不要?

小規模事業者向け 納税額が売上税額の2割に軽減?

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、
売上税額の2割を納税額とすることができます!

対象になる方 免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方)

対象となる期間 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象

売上・収入を把握するだけで
申告でき、経費等の集計は不要!
事前の届出も不要!

事例 売上700万円(税額70万円)※サービス業
経費150万円(税額15万円)

実額計算の場合▶

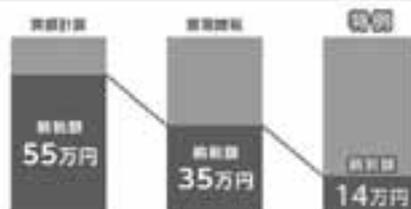
70万円 - 15万円 = 55万円

簡易課税の場合▶

70万円 - 35万円[※] = 35万円

※70万円×50%(サービス業のみなし仕入率)

特例の場合▶ **70万円 × 2割 = 14万円**



消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけで、簡単に申告書が作成できるようになります!

また、事前の届出も不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です!

補助金の拡充や事務負担の軽減措置は裏面へ

財務省

小規模事業者向け インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、補助上限額が一律50万円加算されます!

- 対象** 小規模事業者
- 補助上限** 50~200万円(補助率2/3以内)※一部の業種は3/4以内
▶100~250万円(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)
- 補助対象** 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等



中小事業者向け 会計ソフトに補助金?

IT導入補助金「登録」について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました!

- 対象** 中小企業・小規模事業者等
- 補助額** ITツール ~50万円(補助率3/4以内)、50~350万円(補助率2/3以内)※下限額を撤廃
PC・タブレット等 ~10万円(補助率1/2以内) レジ・券売機等 ~20万円(補助率1/2以内)
- 補助対象** ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等



中小事業者向け 少額取引はインボイス不要って?

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります!

- 対象になる方** 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下
または1年前の上半期(個人は1~6月)の課税売上が5千万円以下の方
- 対象となる期間** 令和5年10月1日~令和11年9月30日



すべての方が対象 少額な値引き・返品は対応不要?

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります!
振込手数料分を値引処理する場合も対象です!

- 対象になる方** すべての方
- 対象となる期間** 適用期限はおりません。



すべての方が対象 登録申請、4月以降でも大丈夫?



大丈夫です!4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です!

詳しくはこちらまで



■ その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで

0120-205-553 フリーダイヤル(無料)

受付時間 9:00から17:00(土日祝除く)

※登録相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

令和5年度

税制改正に関する提言

第38回法人会全国大会(千葉大会)参加

10月13日、千葉県幕張メッセにおいて、第38回法人会全国大会が開催されました。全国各地から企業の経営者約1,600名が集結した大会では、キャスターでジャーナリストの安藤優子さんによる『女性がテレビで働くということ』をテーマに講演会が開催され、第2部の式典では、令和5年度税制改正に関する提言が報告されました。



令和5年度 税制改正スローガン

- ❖ ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！
- ❖ 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- ❖ 厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制を！
- ❖ 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創立を！

行動する法人会

- ❖ 令和5年度税制改正に向け、全法連では政府・政党に対して、県内では長野県選出の国会議員及び長野県知事に提言活動を行ないました。
- ❖ 当会では各市町村長および議会議長に対して面談の上提言書の提出と法人市町村民税の標準税率採用を要望しました。

大町支部 12/16 牛越市長および二條議長へ提出



池田支部 1/6 薮町長および議会事務局長へ提出



松川支部 12/8 平林村長および大和田議長へ提出



白馬支部 12/21 丸山村長および太田議長へ提出



小谷支部 12/19 中村村長および宮澤議長へ提出



令和5年度税制改正に関する提言 (重点項目・地方関係)

を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

I. 税・財政改革のあり方

- ・我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという深刻な構造問題を抱えている。にもかかわらず、歴代政権はこれに真正面から取り組むことを避けてきた。それが現在の極度に悪化した財政と「中福祉・低負担」といういびつな不均衡を生んだのである。コロナ対策財源の返済に早く道筋をつけたうえで、真つ当な税財政改革に着手しないと我が国が目指すべき「中福祉・中負担」と財政の健全化は実現できない。
- ・中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。
- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。
- ・マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それはマイナンバーカードの低い普及率などに表れている。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

II. 経済活性化と中小企業対策

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。また、政府と自治体はコロナ禍への懸念が再燃するケースも想定し、実効性のある対策を準備しておくことも必要である。

III. 地方のあり方

地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。

その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神

IV. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その用途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

V. 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

令和4年の全国の公示地価は、2年ぶりに上昇に転じた。同年度税制改正では、商業地等の地価が大きく上昇した場合の負担調整措置が講じられた。令和5年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、引き続き、同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。

- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2. 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

3. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

トピックス

割増賃金率の 引き上げについて



社会保険労務士 **みずの まさや**
水野 誠也

2010年の法改正により、大企業については導入済みの割増賃金率ですが、中小企業においては当面の間、実施が猶予されていました。

いよいよ2023年4月より、中小企業においても1ヶ月60時間を超える時間外労働（法定時間外労働に限る。以下同じ）に対して50%以上の割増賃金率による割増賃金の支払いが求められるようになります。以下に留意点をまとめましたので余裕をもって準備を進めてゆきましょう。

1. 改正内容の概要について

割増率が変わる時間は、1カ月の時間外労働（1日8時間・1週40時間を超える労働時間）が60時間を超える部分です。

月60時間を超える時間外労働を深夜（22時～翌日5時）に行った場合は、深夜割増賃金率25%＋時間外割増賃金率50%＝75%となります。

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日（週に1日設けるべきとされる休日）に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。なお、法定休日に行った労働時間は休日労働とされ、割増賃金率は35%で計算します。

2. 就業規則の変更手続について

就業規則の変更が必要となる場合があります。記載例として厚生労働省の「モデル就業規則」から該当する箇所を抜き出しました。

割増賃金

第■■条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

- (1) 1カ月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月■■日を起算日とする。
 - ① 時間外労働45時間以下…25%
 - ② 時間外労働45時間超～60時間以下…35%
 - ③ 時間外労働60時間超…50%
 - ④ ③の時間外労働のうち代替休暇を取得した時間…35%（残り15%の割増賃金は代替休暇に充当する。）
- (2) 1年間の時間外労働の時間数が360時間を超えた部分については、40%とする。この場合の1年は毎年■■月■■日を起算日とする。
- (3) 時間外労働に対する割増賃金の計算において、上記(1)及び(2)のいずれにも該当する時間外労働の時間数については、いずれか高い率で計算することとする。

モデル就業規則では、60時間を超える時間外労働のうち、15%に相当する部分を「代替休暇」として付与し、残りの部分を割増賃金として支給する内容になっています。各社の実情に合わせて変更をご検討ください。

常時10人以上を雇用する使用者は、就業規則を作成・変更の都度、労働基準監督署への届出が義務とされています。届出漏れがないようご注意ください。

3. 代替休暇制度について

割増賃金率の引き上げ分の割増賃金の代わりに有給の休暇を付与する「代替休暇」の制度を設けることができます。注意事項を確認しておきましょう。

- ① 代替休暇の対象となるのは引き上げ分の割増賃金に限る点です。60時間を超えた部分の全部を代替休暇とすることはできませんのでご注意ください。
- ② 代替休暇を実際に取得するか否かは労働者の意思により決定される必要があります。
- ③ 代替休暇は、労働者の休息の機会を確保する観点から、1日、半日、1日または半日のいずれかによって与えることとされています。
- ④ その他、取得意向の確認方法や端数の処理等の詳細についても取り決めが必要です。
- ⑤ 代替休暇を導入する際は、過半数組合、それがいない場合は過半数代表者との間で以下項目について労使協定を結ぶことが必要です。
 - (1) 代替休暇の時間数の具体的な算定方法
 - (2) 代替休暇の単位
 - (3) 代替休暇を与えることができる期間
 - (4) 代替休暇の取得日の決定方法、割増賃金の支払い日

4. 勤怠管理・給与計算における留意点

労働時間数を自動で集計する機能のあるタイムレコーダーや勤怠管理システムを導入している場合は、1カ月60時間を超える時間外労働時間数を別途集計する必要が発生します。どのタイミングで変更が必要なのか、あらかじめ設定変更箇所を調べた上で作業スケジュールを立てておきましょう。

給与計算に計算ソフトやクラウドサービスを利用している場合も、設定変更のタイミングはしっかりと確認し、計算の間違いが生じないよう準備を進めましょう。

会員企業紹介

有限会社 池田建設

白馬村にある当社は、昭和53年に有限会社酒井工務店として設立。平成3年4月に有限会社池田建設に社名変更(代表は池田秋雄)。平成19年2月に現代表が就任。45年の社歴を数えます。近年は、別荘住宅の需要や増改築が多くなり、豪雪地帯ならではの雪囲いや寒冷地建築のノウハウを活かした施工を行っております。

当社の代表は、白馬建築業組合の組合長を務めており、会員8社、賛助会員13社計21名。53年以上続く組合であり、共同仕入れや、資材の融通、研修旅行や勉強会など村内の事業者が円滑に事業できるようコーディネートしている。特に雪害や冬季のトラブルも多い地域でもあるので、お客様より相談があった場合にも速やかに対応できるよう組合員で協力体制を取っているのも特徴である。地域に根ざした建設業者として地域の発展に寄与しています。



- ❖代表取締役 池田昌彦
- ❖事業内容 建物新築・増改築・メンテナンス
アフターフォロー
- ❖住所 北安曇郡白馬村大字神城22881-4
- ❖電話 0261-75-2433



株式会社 奥村印刷所

印刷のことならナンデモご相談ください

弊社は明治34年創業の今年で122年。この地で皆様からご愛顧をいただいております。

皆様に正確な情報をお届けし、地域に貢献することをモットーに営業しております。

いつも使っている伝票類、ご不満はありませんか？
「名刺をリニューアル」なんて考えてみませんか？
どうぞ弊社にご相談ください。

ポスター、チラシ、名刺、はがき、伝票、冊子類に会社案内、etc。

印刷のことならお任せください。

お見積り、相談無料、随時受け付けております。

❖代表取締役 奥村健仁

❖事業内容 印刷業

❖住所 大町市大町2470番地

❖電話 0261-22-0205

❖e-mail

ok-print45@fancy.ocn.ne.jp



OKUMURA PRINTING CO., LTD.

有限会社 マツダヤ

当社は、池田町で事務用品などの販売を行っております。

元は昭和初期に宮本和紙などを扱う紙の卸屋として創業しましたが、現在では文具事務用品・オフィス家具・OA機器や消耗品などの卸販売が主業務です。

近年ではカタログ通販やWEB受注にも力を入れており、お得意さまは一般企業や官公庁など、営業エリアも大北地域から安曇野市・松本市まで幅広く納品に伺っております。

インボイス制度や電子帳簿保存法など、変化する経営環境に対応する提案営業を心掛けておりますので、どうぞお気軽にご相談ください。



- ❖代表取締役 松田忠
- ❖事業内容 事務用品・文具・オフィス家具・OA機器等の販売
- ❖住所 北安曇郡池田町池田4338
- ❖電話 0261-62-2036
- ❖FAX 0261-62-2375
- ❖e-mail webmaster@matsudaya.com

事業報告

◆福利厚生制度推進連絡協議会開催



9月28日、大町商工会館大会議室において、福利厚生制度推進連絡協議会を開催しました。受託保険会社3社より商品の説明とともに制度推進の協力を依頼しました。

◆会員親睦ゴルフ大会開催

10月1日、穂高カントリークラブにおいて、会員親睦ゴルフ大会を開催しました。お天気にも恵まれ、プレーを楽しむとともに会員同士の親睦を深めました。



◆県連女性部合同例会参加

10月21日、信濃中野法人会女性部の皆様のご尽力により、3年ぶりに開催された女性部合同例会に栗林部長他2名で参加いたしました。講演会では日本きのこマイスター協会理事長の前澤憲雄氏により『きのこ健康』と題してお話を伺いました。新型コロナウイルスの感染対策を十分に行いながら、ピアノと二胡の演奏の中美味しいお食事をいただき、久しぶりにリフレッシュ出来た一日となりました。



◆インボイス制度研修会開催

10月28日、青年部の主催により消費税のインボイス制度について研修会を開催しました。

講師にはアイソニック税理士法人の西山秀一氏をお招きし、免税事業者にもわかりやすく説明を行いました。



◆視察研修旅行開催

11月5日、3年ぶりとなる視察研修旅行を開催しました。松代の真田邸・宝物館を見学した後、長野市の雲上閣美山亭にて食事をいただきながら善光寺平の夜景を楽しみました。

◆大町支部講演会開催

11月11日、大町支部(蜜澤茂志支部長)は、大町市経営者協議会様との共催により合同講演会を開催しました。大町市出身で料理研究家の横山タカ子氏をお招きし『元気になるご飯』と題してお話を伺いました。一般公開で開催した講演会には、多くの方にお越しいただき会場を埋め尽くしました。



◆地域社会貢献事業

『綿の布』寄贈

女性部(栗林芳江部長)は、地域の社会福祉向上のため、平成15年より継続して行っている『綿の布』事業を行い、管内の福祉施設3か所に綿の布を寄贈しました。



11月22日、会員企業様より寄付していただいた使用済みタオル約1,200枚を女性部員が使いやすい大きさにカットする作業を行い、12月6日に池田町「高瀬荘」様、大町市「カトレア」様、12月7日に白馬村「白嶺」様へ会員企業様より寄付していただいたボックスティッシュとともにお届けしました。

『塩の道案内石柱』作成寄贈

小谷支部(郷津健支部長)は、毎年多くの方が散策に訪れる小谷村の観光名所『塩の道』の道標として、石柱を作成し寄贈しました。木製の案内板がクマにかじられたり雪の影響で壊れてしまい不足していたため、丈夫な石柱への転換が求められている中で小谷支部が協力しています。



◆第9回『税に関する絵はがきコンクール』開催

女性部主催による税に関する絵はがきコンクールの審査会を1月12日大町市中心市街地多目的ホールにおいて開催しました。今年度は管内の小学校12校のうち租税教室を開催した6校に応募を依頼し、80点の応募がありました。その中から厳選し10点の作品が受賞されました。

また、表彰式はコロナ禍を考慮し学校の希望により大町東小学校と八坂小学校へは大町税務署長と女性部長が訪問し表彰式を執り行いました。その他の学校については表彰状および記念品をお届けし、学校長より受賞者へお渡しいただくよう依頼しました。



◆新設法人説明会開催



1月20日、大町市中心市街地多目的ホールにおいて、新設法人のための説明会を開催しました。令和3年11月1日から令和4年10月31日までに新設された法人30社を対象に、新設法人に関する税金等の手続きについてやe-Tax及びダイレクト納付の利便性を説明した後、法人会についての説明を行い入会を勧奨しました。非会員8名の参加がありました。

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマートフォン（又は、ICカードリーダーライター）を準備すれば、スマートフォン（又は、自宅のパソコン）からe-Taxで提出できます。



電子申告で効率UP!



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略 (※)

還付がスピーディー

(注) 法定申告期限から5年以内、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会 法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

[イータックス](#) [検索](#)



法人会からのお知らせ

ホームページ
http://hojinkai.
zenkokuhojinkai.
or.jp/taihoku



●令和5年度通常総会開催予定のお知らせ

日程 令和5年5月29日(月)
15時より通常総会
16時30分より記念講演会
18時より交流懇親会

*詳細につきましては、郵送により
改めてご案内させていただきます。

●決算説明会開催のご案内

3月期決算法人対象の説明会を開催します。
日時 令和5年4月11日(火) 13時30分より
会場 大町商工会館大会議室

●インターネットセミナーのご案内

会員のID・パスワードは事務局へお問合わせください

ホームページから無料でセミナーがご覧いただけます。

- ◆インターネットセミナーだから何時でも・何処でも・好きなだけご利用いただけます。
- ◆映像と音声による本格的セミナーが受講できます。
- ◆会員になるとより多くのコンテンツが視聴できます。

◆★★ 2月公開予定のお勧めセミナー ★★

【講師】 池上 彰 (ジャーナリスト)

【題目】 『ニュースから世界を読み解く』

【内容】 テレビの解説で人気の池上彰氏がセミナー・オンデマンドに初登壇。いま世界では何が起きているのか？ 知っておくべきキーワードとは？ 今後の私たちの生活や仕事はどう変わっていくのか？ どんなニュースにも様々な思惑があり、それらを細かくことで情報の本質が見えてきます。その考え方は？
(収録：2023年1月23日) (公開期限：2023年2月28日)

【講師】 瀧澤 中 (作家 / 政治史研究者)

【題目】 『現代に生かす「戦国大名」失敗の研究

第1編 今川義元 (油断だけでは済まない) ～徳川家康が関わった五人の大名～

【内容】 人事評価制度は、人を育てるしくみです。処遇に「主流・傍流」の格差をつくらず、評価のしかたを変えれば社員は納得し、成長します。人口減少社会に突入している日本において、企業が発展するためには人材育成の質が重要になってきます。多様な雇用形態にも対応する、新しい人事評価制度について解説します。

【講師】 安中 繁 (ドリームサポート社会保険労務士法人 代表社員・特定社会保険労務士)

【題目】 『人が育つ！ 定着する！ 『新標準の人事評価』』

【内容】 人事評価制度は、人を育てるしくみです。処遇に「主流・傍流」の格差をつくらず、評価のしかたを変えれば社員は納得し、成長します。人口減少社会に突入している日本において、企業が発展するためには人材育成の質が重要になってきます。多様な雇用形態にも対応する、新しい人事評価制度について解説します。

●セミナー・DVD・CDレンタルサービスのご案内

ホームページから無料でセミナーのDVD・CDのレンタルサービスをご利用いただけます。

◆1月特集 DVDのご案内

【営業力向上特集】

営業力を強化したい。これはほとんどすべての経営者が抱える悩みではないでしょうか。

一方で営業力は属人的なものと言われることもあり、なかなかノウハウを真似ることは難しいと言われています。今月はそんな営業力を高めるのにおすすめのDVDをご用意しました。

一流の営業パーソンの営業方法をわかりやすく解説します。御社の営業力向上にお役立てください。

[DVD-0854] 新規開拓営業力強化セミナー ～売り込まない営業力を強化する～

[DVD-0678] 女性客の「買いたい」を引き出す魔法の営業トーク

[DVD-0611] カウンセリング営業講座 ～売り込まなくても売れる！4つのプロセス～

[DVD-0473] しつもん営業塾 ～知らないと損をする 売上が伸びる6つのしつもん～

令和4年度第9回 税に関する絵はがきコンクール

作品のご紹介



最優秀賞 川上耕生さん



大北法人会女性部長賞
渡部初舞花さん



大町税務署長賞
横澤芽育さん



大北法人会賞
中山紗良さん



審査員特別賞
平林美果さん



アイデア賞
山口みるくさん



デザイン賞
菊地雛羽さん



奨励賞
小嶋宇里さん



奨励賞
ピッチ真太郎さん



奨励賞
中村一葉さん